

議員提出議案の概要及び処理結果

三月定例会では、要請決議二件がそれぞれ提出されました。

その要旨と議決結果は次のとおりとなっています。

沖縄県立八重山病院における歯科口腔外科の開設を求める要請決議

提出者 仲嶺 忠師
要旨

八重山圏域の中核病院である県立八重山病院は、石垣市民はもとより、八重山郡民の健康増進並びに生命保持の使命を果たしてきました。

さらには、第2感染症指定医療機関、へき地医療拠点病院、地域災害拠点病院としての役割も持ち合わせておりますが、歯科口腔外科の設置が無く、市内開業医において対応困難な症例に対しては、歯科口腔外科の開設されている沖縄本島での治療を余儀なくされており、八重山郡民の精神的、経済的負担は計り知れないとおり重山郡民の精神的、経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるためにも、



歯科口腔外科の開設が求められる県立八重山病院

県立八重山病院の果たすべき役割と使命は地域間の医療格差是正であり、地域

完結型医療をめざし、離島医療に尽力すべきだと思します。

高齢の方や、障がいを持つ方々が、在宅による充実した歯科診療を受診できない状況にあります。

赤土流出等による河川及び海岸の環境調査事業を求める要請決議

提出者 箕底 用一
要旨

我が八重山諸島の農業漁業・農村漁村は、生産活動を通じ自然環境の保全や八重山の伝統文化の形成など多面的な役割を果たしております。

さらには、降雨時に赤土等が河川を通じて周辺海域に流出することにより、

サンゴ礁の美しい海や河川を汚濁し、生態系へ影響を与える水産資源や自然環境など、私たちとのかけがえのない交流の場を損ないつ

ものであります。また、八重山病院での歯科口腔外科の設置が無いことから、在宅療養歯科診療所の届け出ができず、現在の八重山圏域においては、

赤土流出等による河川及び海岸の環境調査事業を求める要請決議

(結果) 全会一致で可決



赤土等の流出防止のために設置されている沈砂池

の回復を自然に待つ方針を決めております。
しかしながら、赤土等の流出などによって堆積された河川や河口付近の環境調査は不十分であります。また、水利事業や土地改良事業が行われてきた県内で最も赤土流出が激しい河川として知られる県下第4位の流域面積をもつた宮良川は

2級河川であり、昨年策定された沖縄県赤土等流出防護対策基本計画には宮良川を含む12箇所中9箇所が重点監視地域に指定されています。

よって、当市議会は、赤土流出等による弊害や現状を把握するため河川及び海岸の環境調査の実施をしていただきますよう強く要請いたします。

(結果) 全会一致で可決

沖縄県においては平成七年度に赤土等流出防止条例を施行し、県全体の赤土等流出量は条例施行前の平成五年度は年間約50万トンから平成二十三年度は約30万トンまで削減され一定の成果が得られております。

平成二十四年度の沖縄県の事業では、沖縄振興一括交付金を活用し、当市の川平湾において閉鎖性海域における堆積赤土等の対策事業が行われ、堆積している泥の量は東京ドーム1・3個分の約160万立方メートルと調査で分かっております。その後の調査で浚渫などの赤土除去工事は不適切との検討結果を報告し化しながら、サンゴ礁など